平成２７年（フ）第１１１３号
堺市南区鴨谷台３丁２番３―104号
債務者　渕之上也寸志
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
堺市中区田園611番地
債務者　谷　　義治
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
大阪府高石市西取石７丁目８番18―102号
債務者　辻　　伸一
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
堺市南区若松台１丁４番12―210号、前住所堺市南区原山台５丁10番１―209号
債務者　松本　好弘
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
堺市西区浜寺船尾町西２丁79番地１　浜寺団地３棟73号
債務者　田村　栄二
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
堺市西区浜寺船尾町西２丁79番地１　浜寺団地３棟73号
債務者　田村小百合
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
福岡県福津市西福間１丁目19番26号　グリーンライフ西福間Ｂ102号
債務者　坂元　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第２４９号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　25―304号、前住所神戸市須磨区友が丘１丁目66番地　539号
破産者　豊川　佳枝（旧姓小野・小林・平原）
1　主文　当裁判所が平成28年１月26日午後４時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「平原　佳枝（旧姓小野・小林）」とあるのを、「豊川　佳枝（旧姓小野・小林・平原）」と更正する。
2　決定年月日　平成28年２月18日
神戸地方裁判所明石支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２２２号
福岡市東区箱崎ふ頭５丁目７番17号
破産者　福岡中央運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４６号
福岡市中央区舞鶴２丁目１番１号
破産者　有限会社プレゼンス
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６５号
福岡市中央区唐人町２丁目４番15号
破産者　眞鍋　一明
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２８号
東京都中野区東中野１丁目53番８号第三ビル
破産者　不動産のエイム株式会社
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９１号
相模原市緑区西橋本４丁目10番３号
破産者　有限会社アライブファクトリー
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４号
三重県多気郡多気町朝柄2953番地
破産者　野呂　鉦國（旧氏名野呂周介）
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３２５号
札幌市西区発寒９条14丁目516番地119
破産者　株式会社タイトコーポレーション
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４７号
札幌市北区新琴似４条２丁目２番１号　第一カジウラビル
破産者　株式会社ワールド
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２号
栃木県小山市犬塚３丁目21番地５
破産者　旭エンジニアリング工業株式会社
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９１号
栃木県さくら市氏家2456番地３　第一松屋マンション123
破産者　小髙　啓司
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４号
栃木県小山市大字大行寺1008番地31
破産者　株式会社ヤマト
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部